全Ｌ協保安・業務Ｇ７第９４号

令和７年７月３１日

正 会 員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

省エネ法に基づく特定事業者、特定荷主及び特定輸送事業者等の届出等について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（お知らせ）

標記につきまして、資源エネルギー庁より、省エネ法に基づく報告についての案内がありましたのでお知らせいたします。

省エネ法では、エネルギーを大量に使用する事業者に対し、エネルギーの使用状況等の報告を求めており、特定事業者、特定荷主、特定輸送事業者に該当する事業者は、届出を行い、指定を受けた上で、毎年度定期的に報告を行う必要があります。

下記の対象となる事業者におかれましては、別紙の１７ページ以降をご参照いただき、所管の経済産業局または地方運輸局までお問い合わせください。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

記

【対象となる事業者】

* 特定事業者

工場・事業場におけるエネルギー使用量が原油換算で年間1,500kl以上の場合

* 特定荷主

自らの事業に関して所有する貨物の輸送量が年間3,000万トンキロ以上の場合

* 特定輸送事業者

貨物又は旅客の輸送区分ごとの前年度末日の輸送能力が、次の基準以上であった場合

（トラック200台、バス200台、タクシー350台、鉄道300両、船舶2万総トン、航空9千トン）

以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ 瀬谷、湯口、國坂